

山内委員長記者会見のポイント
(第 303 回 (10 月 9 日) 郵政民営化委員会終了後)

1. 本日の委員会議事等について

○ 3 年ごとの郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証の一環として、

- ・ 日本郵政及び日本郵便から、令和 6 年 3 月の郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見に対する取組状況についてヒアリングを行った。
- ・ ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からヒアリングを行った。概要は、次のとおり。

【ゆうちょ銀行関連】

- ・ (ゆうちょ銀行における預入限度額等の規制に関する現状及び規制に対する考え方が示される中で、) ゆうちょ銀行としては、利用者利便の向上、お客さま本位の観点から、上乗せ規制については将来的には全てなくなることが望ましいと考えているところ、その上で、今回は、規制緩和として次の二点を要望するというお話があった。
- ・ 一点目は、日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合が前回見直し時の 89%から減少し、50%を切ったこと、を踏まえ、利用者利便への支障を減らすため、通常貯金の預入限度額の撤廃を要望するということ。

背景として、通常貯金の限度額により相続財産の受け皿にならないことなど、利用者利便に関する支障が拡大していることや、平成 31 年 4 月の限度額引上げ以降、ゆうちょ銀行への資金シフトは見られないこと等のご説明があった。

- ・ 二点目は、ゆうちょ銀行が平成 31 年以来自粛していた、貯金の純増等について社内部門を評価する組織業績評価項目の設定を行いたいということ。

背景として、ゆうちょ銀行は、貯金獲得に係る社員個人へのインセンティブを廃止するとともに、組織業績評価項目においても貯金に関する項目の設定を自粛してきた一方で、「金利のある世界」となり、本来お客さまニーズに適した、貯金等の幅広い商品提案が求められるところ、貯金が組織業績評価項目に入っていないために、お客さま本位の営業活動を推進する観点からの不都合が生じているとのお話があった。また、貯金獲得に係る社員個人へのインセンティブは、引き続き廃止したままとする、というお話があった。

【かんぽ生命保険関連】

- ・ かんぽ生命保険は、民営化以降、保有契約が大きく減少。その主な要因が二つあるということ。その一つ目は、利用者ニーズに合った新規商品があまり出せておらず、商品魅力が低下したこと。商品の魅力向上をスピーディーに行い、利用者利便の向上を図ることが急務とのご説明があった。

主な要因の二つ目は、不適正募集問題等の発覚とのこと。今後もお客さま本位の活動の徹底に継続的に取り組むとのご説明があった。

保有契約減少に対するかんぽ生命保険の対応として、当面は、金利上昇などの環境変化を活かした主力商品の魅力向上等をスピーディーに行い、利用者利便の向上を図り、新契約の増加、保有契約の底打ち・反転を目指すとのこと。

- ・ これに当たっては、要望の一つ目として、新規業務については、令和3年に届出制になって、委員会から運用方針が示されているが、その方針による迅速な対応をお願いしたいとのこと。
- ・ その上で、要望の二つ目として、第三分野商品等の郵便局等の利用者ニーズに対応する多様で良質な商品・サービスをタイムリーに提供するために、現在の上乗せ規制の撤廃をお願いしたいとのこと。

2. 委員会の質疑模様

【令和6年3月の郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見に対する取組状況について】

- ・ 「日本郵政グループは多くのユーザーを抱えているが、個人情報の漏洩があった場合の対策は何か考えておられるか。」との質問に対して、

日本郵政からは、「当社としても、ゆうIDについて少数だが、情報漏洩が発生したが、すぐに遮断し対策したので被害は限定できた。社内でも緊急的に議論を重ね、サイバー対策強化をしている。金融事業を抱えているため、その水準に合わせてシステム構築してきているが、緊急な部分は適切にパッチを当てていき、長期的には、適切なシステム構築を考えていきたい。」との回答があった。

【ゆうちょ銀行からヒアリングについて】

- ・ 「他行のアプリも含め、ネットバンキングは利便性が高いため、周りを見ても、銀行のキャンペーンの宣伝を見るとすぐ預金を動かしている。ゆうちょ銀行が積極的にキャンペーンすると他行から預金がすぐ動くのではないか。地域金融機関への影響はどう考えているのか。」との質問に対して、

ゆうちょ銀行からは、「今回要望している上乗せ規制の撤廃は、決済性のある通常貯金。他の金融機関で、預金獲得競争をしているのは、定期性預金が主戦場であるため、影響はないと考えている。国内銀行全体でみると、2026年3月末時点において、都道府県別で41か所で前年度比で増加している中、ゆうちょ銀行は全都道府県で減少しており、アプリの利便性だけでゆうちょ銀行に預金が集まってくる状況にはない。」との回答があった。

【かんぽ生命保険からヒアリングについて】

- ・ 「新規事業が届出制となり規制が緩くなったものの、新商品を迅速に開発するスピードが十分ではないように見える。新商品投入が遅い理由は上乗せ規制の問題だけなのか。」との質問に対して、

かんぽ生命保険からは、「2021年6月に新規業務が届出制に移行して以降、かなり大きな特約の改定や商品の見直しを行うことができ、競争力のある商品を出せている。届出制になったことによっていくつかの画期的な商品ができており、感謝している。他方、第三分野の商品については、これまでも検討してきているが、郵便局で販売するための体制整備を行っていたところ、市場金利が上がってきたので、それに対応する商品の開発を優先した。金利の上昇は想定以上であり、他社もそれを受け貯蓄性の魅力のある商品改定を行っているので、我々もスピードを上げて対応していきたい。」との回答があった。

【今後の予定について】

次の委員会について、10月15日（木）に市川南郵便局及び浦安郵便局の視察を予定している。その後は10月30日（金）と11月6日（金）に委員会を行い、郵政民営化に関する意見募集に対して意見を提出した団体からのヒアリングを予定している。

3. 記者との質疑模様

- ・（銀行が規制緩和要望を政府に対して出す動きがあるが、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険が郵政民営化委員会に要望を出すことは、通常の手続なのか。また、ゆうちょ銀行やかんぽ生命保険からの要望は、市場の環境や金利の状況などを踏まえた上で、今回出されたという理解でよいか、と問われ、）手続きについては、本日の資料にもあるとおり、これまでの規制緩和のプロセスと同様である。また、この時期に要望が出されたのは手続的に条件が整ったので出されたものと理解している。
- ・（ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険が、上限額の撤廃を求めたタイミングについて、(前の間で) 条件が整ったためとのことだが、どのような条件が整ったのか、と問われ、）3年ごとに行われる総合的な検証のタイミングであるため、要望されたものと理解している。
- ・（ゆうちょ銀行やかんぽ生命保険から、上限額について、緩和ではなく撤廃を求めたことは過去にあるのか、と問われ、）事務局によれば、今回初めて撤廃を要望したということである。
- ・（先ほどのご説明における、「条件が整った」の中には、日本郵政による株式の保有比率が下がったこともあるのか、と問われ、）日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合が前回見直し時に89%だったものが、50%を切ったということである。
- ・（要望を受けて、今後どのような流れで、いつ頃結果を出すのか、と問われ、）今後、委員会では、例えばゆうちょ銀行の要望については、銀行関係団体からのヒアリングを10月30日（金）に予定しているほか、関係省庁からのヒアリングも予定している。それらを踏まえて、検証という形で報告することになる。基本的には来年の3月までに出す予定。
- ・（本日の議題1の日本郵政の説明では、金融2社と同様の上限額撤廃の要望は特に出ていなかったか、と問われ、）日本郵政からのヒアリングでの発言の中では、そういうことは出ていなかった。